

2019 年度事業計画案と中長期計画策定の課題について

2019 年度事業計画案を策定するにあたり、本年度の活動を振り返りながら日本社会福祉士会第 3 期中長期計画と連動させる形で大阪の中長期計画の策定作業も行っています。

会員理事間でも課題の共有などに時間を要することも多く、なかなか決定打と言える素案を提示できない状況ですが、振り返りとともに今現在の整理した課題をお伝えしたいと思います。

< 1. 大阪府民の福祉を考える >

現状では大阪府をはじめ、大阪市、堺市などの地方公共団体や関係機関・団体への委員等の推薦、相談機関への支援、他団体、施設、学校で研修・講演の開催や研修会等への後援、社会福祉士の資格取得支援活動などを継続実施し、社会福祉士としての役割の周知を図っています。また成年後見人等の受任や高齢者・障がい者虐待対応の相談や研修事業の実施、虐待対応時のアドバイザー派遣等の委託事業などを通じて府民の福祉の増進に努めています。これらの公益的な取り組み・活動は社会福祉士会の社会的認知を高めていくためにも、次年度以降も権利擁護事業の根幹として継続していく必要があります。

新年度の重点課題として、成年後見活用基本計画に連動した形での意思決定支援を中心とした活動の周知広報に努めることとし、後見活動における権利擁護機能の一層の深化が求められていることから、中期的には支部と市町村や行政の関係性を深めより地域性のある取り組みを支部ごとで実践していく形が必要であり、それらを体系的に支える体制構築を目指します。

< 2. 組織運営体制の強化と公益社団法人としての取り組み >

現在、生涯研修センター、相談センターばあとなあ、国家試験受験対策・新会員入会支援事業、独立型社会福祉士ネットワーク委員会、地域包括支援センターネットワーク委員会、社会福祉士実習指導者養成委員会の部局委員会を設けて活動を行っています。これ以外にも、受託事業としてのホームレス巡回指導事業への参画や今日的な課題へ対応するために児童家庭福祉、司法福祉、後見利用促進関連、災害福祉支援等が本会独自プロジェクトチームとして活動を行っています。

限られた予算の中での活動となるため、効果的な活動のあり方を検討する必要がでており、新年度は、支部活動のあり方を検討する作業部会の立ち上げと委員会活動全体を見直す作業部会の立ち上げを提案します。会員一人一人が社会資源の一員として地域の中での実践することが期待されており、このためにも支部の規模や役割を改めて検討する作業が必要と考えます。その上で、支部の見直し、各種委員会の統廃合、理事役務を勘案した理事會体制など中期的なあるべき組織運営体制を再検討する作業を進めていきます。

< 3. 生涯研修制度による研修の実施 >

有資格者としての自己研鑽を支える仕組みとして生涯研修制度による研修体系が示されています。基礎的な資質を確保するための基礎研修Ⅰ-Ⅲは足掛け3年にわたる長期間の研修です。毎年100名を超える会員が基礎研修Ⅰの受講を開始され、約6割近くのかたが基礎研修Ⅲまで修了されるようになりました。研鑽を重ねる先にある認定社会福祉士のための認定専門研修も大阪社会福祉士会として開催するようになりました。これらとは別に各支部独自の研修会も企画され、全国県士会の中でも研修企画の数に関しては群を抜いていると自負しています。

重点課題として、従来通りの基礎研修Ⅰ-Ⅲの円滑な運営と研修履歴に関する管理の迅速化と支部主催研修を含めた年間研修計画の調整管理とし、中期的には認証研修の体系化を目指します。

< 4. 会員ネットワークの充実 >

ここ数年の新規会員数は毎年150名前後で推移していますが、退会者も多数存在する現実があります。事務局で把握できる事由を分析しましたが、平素の活動に参加されていない、つまり会員間のつながりが希薄な方の退会率が高い傾向を確認しています。その一方で、支部活動とともに本会各種委員会委員への推薦候補者の選任においても頭を悩ませる事態も起きています。会員相互のネットワークの魅力を十分に感じておられない会員がおられましたら、ぜひ、この3月に各支部で開催される支部全体会議へ参加願います。きっと同じ職種・活動領域・地域ならではの共通項をもった会員と出会えると思います。

広報誌『なにわだより』のより一層紙面の充実に努め、ホームページやSNS等の活用による会活動の情報発信など、会員とのネットワークの構築を推進できるように努めていきます。

中期的な課題としては、会費収入の中で毎月発行の「なにわだより」の発行経費の割合が高く、メール配信形式など発行形態の変更なども検討していく必要があります。

それぞれの課題の達成に向けて理事全員で取り組んでいきますが、ぜひ各支部を通じて会員の皆様の声をお届けください。

2019年度 相談センター 事業計画

1. 基本方針

本相談センターは、社会福祉の援助を必要とする大阪府民の生活と権利を擁護するため、公益的な相談援助活動を積極的に行っていく。

相談センターは総務部会・相談部会・ソーシャルインクルージョン部会の3部会で構成されている。

- (1) 大阪社会福祉士会事務所に相談センター専門相談窓口を設置しており、府民および関係機関に対して、来所相談または訪問による相談を受けている。さらに府民に対して専門相談の活動を充実し、相談センターの周知活動を進める。
- (2) 相談員の資質向上とスーパーバイザーの充実を目的とした活動をする。
- (3) 相談センターシステムの改変と独立型社会福祉士および各支部活動との連携を推進するための活動をする。
- (4) 相談員マニュアルの強化と相談援助のツール作成活動をする。
- (5) スーパーバイザー体制の拡充をめざした活動を推進する。
- (6) 高齢者虐待対応チームの充実と資質向上を目的とする活動をする。
- (7) 障がい者虐待対応チームの充実と資質向上を目的とする活動をする。
- (8) 医療、福祉関係者に対する成年後見制度の周知活動を推進する。
- (9) 成年後見人養成と養成後の資質向上、成年後見人受任調整および成年後見活動の支援を目的とする活動をする。
- (10) 市民後見人養成と受任後の専門相談によって市民後見活動を支援する。
- (11) リーガルソーシャルワーク体制の整備を目的とする活動をする。
- (12) 府民のための相談会および権利擁護のための啓発事業を実施する。
- (13) 関係機関との連携、ネットワークの構築を目的とする活動をする。
- (14) 相談センター講師バンクの充実と活用を目的とする活動をする。
- (15) 成年後見制度利用促進法に関して、家庭裁判所・三士会で連携協働する。

2. 活動計画

【相談センター運営会議】

[目的]

相談センター規則と実施細則に基づき、相談センター事業が適切かつ円滑に実施するために、その運営に関して協議し決定すること。

[時期] 年6回開催

奇数月の第3火曜日

【総務部会】

- ①総務部会開催（年6回）
 - ・定例会議 偶数月第3月曜日
- ②社会資源対策
 - ・改訂した人的資源リストの運用とチェック
- ③登録相談員への支援
 - ・相談経験のない登録相談員への後方支援として会員の勤務先等にて相談実習や一般府民向けの無料相談会での実習
 - ・登録相談員のオリエンテーションを総会・研修時に実施
- ④広報活動の推進
 - ・会員向けにはホームページやなにわだよりに相談センター情報を掲載し、会員へ周知の徹底
 - ・一般府民向け講演会や無料相談会を企画し、ホームページや新聞等で周知
 - ・相談センターのパンフレットを新たに作成し、広報等に活用していく
- ⑤相談員の派遣
 - ・権利擁護専門相談、福祉就職フェア、難病相談会等への相談員の派遣調整
 - ・成年後見利用促進基本計画による専門相談員派遣
- ⑥講師の派遣
 - ・市区町村、地域包括支援センター等への講師の派遣
- ⑦高齢者虐待・障がい者虐待対応専門職チームへの派遣
 - ・弁護士と協働して、市町村が行う高齢者や障がい者の虐待対応への助言等
- ⑧報告書の管理
 - ・専門相談報告書のチェックと管理
 - ・成年後見支援班と協働して成年後見活動報告書のチェックと管理
- ⑨相談員マニュアル・スーパーバイザーマニュアルの見直し
 - ・相談員マニュアルを適宜改訂し、ホームページへのアップと活用の促進
 - ・スーパーバイザーマニュアルの適宜改訂
- ⑩独立型社会福祉士および各支部活動との連携
 - ・総務部会委員を支部から選出し、支部長会議と相談センターの連携強化

【相談部会】

- ①相談部会開催（年6回）
 - ・定例会議 偶数月第2火曜日
- ②相談センター相談員の支援
 - ・相談員名簿登録者の現任研修（年1回）
- ③スーパーバイザー会議および研修

- ・スーパーバイザー会議による事例検討（年12回）
 - ・高齢者虐待対応事例による援助の検討
 - ・障がい者虐待対応事例による援助の検討
 - ・大阪弁護士会と合同勉強会
 - ・虐待対応アドバイザー研修の受講推進
- ④成年後見人養成
- ・成年後見人材育成研修（4日間）
 - ・成年後見人名簿登録研修（1日間）
 - ・成年後見人継続研修（年6回 奇数月）
- ⑤成年後見受任者支援
- ・成年後見受任者支援班会議（年12回）
 - ・事例検討会（年6回 偶数月）
 - ・後見人等交流会および班会議（年6回）
 - ・成年後見受任者支援班班長による活動報告書チェック（年1回3日）
 - ・受任調整会議（月4～5回）
- ⑥医療・福祉関係者のための成年後見活用講座（年1回）
- ⑦市民啓発事業
- ・権利擁護のための講座の開催（年1回）
- ⑧高齢者・障がい者虐待対応支援
- ・高齢者虐待対応ステップアップ研修（年4回）
 - ・高齢者・障がい者虐待対応アドバイザー派遣事業
- ⑨家庭裁判所との三士会連絡協議
- ・成年後見利用促進に関する協議およびワーキングチーム参加
- ⑩市民後見人養成研修講師および専門相談担当者ミーティング

【ソーシャルインクルージョン部会】

28年度に引き続きリーガルソーシャルワークの体制整備を行い、大阪弁護士会と連携したリーガルソーシャルワーク相談を継続する。

- ①ソーシャルインクルージョン部会開催（年6回 定例・偶数月第4火曜日）
- ②ソーシャルインクルージョンに関する研修会（年1回）
- ③大阪弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター障害者刑事弁護部会との合同会議開催（年6回）
- ④弁護士・社会福祉連携モデル（大阪方式）に会員を派遣
- ⑤リーガルソーシャルワーク研修（年1回）
- ⑥活動実績報告書のチェックと管理

2019年度 生涯研修センター 事業計画

1. 基本方針

生涯研修センターは、社会福祉士の生涯研修制度を軸にして、それぞれの社会福祉士が専門性を向上するために知識・技術を身につけ、それぞれの立場で様々な実践を行うための専門性を高めることを目的としている。活動は研修会、スーパービジョン、調査研究が主になるが、それぞれの事業は担当者や部会だけで実施するのではなく委員会・支部活動を含めて会全体で取り組み、センターはその企画調整する役割を担うことで分担していくことを明確にしていく。

2. 活動計画

(1) 生涯研修センター運営委員会

[目的] ①生涯研修センターの事業企画・調整②本会が実施する研修情報の集約と日本社会福祉士会研修管理システムへの情報管理③会全体にわたる事業（基礎研修、スーパービジョン、大阪社会福祉士学会）の実施調整④近畿ブロック研修会等の調整

[時期] 運営委員会一年4回開催 7月、11月、1月、3月

スーパービジョン担当者会議一年4回開催 5月、8月、12月、2月

スーパービジョンオリエンテーション一年1回開催 6月

スーパービジョンスーパーバイザー（登録者6名）がスーパーバイザー1名につき、60分/回のセッションを年6回実施

近畿ブロック研修会 2月上旬予定

近畿ブロック研修担当者会議 年4回予定

近畿ブロック分科会発表査読委員会 年2回予定

2019年度 生涯研修センター 生涯研修部会 事業計画

1. 基本方針

生涯研修センターは、社会福祉士の生涯研修制度を軸にして、それぞれの社会福祉士が専門性を向上するために知識・技術を身につけ、それぞれの立場で様々な実践を行うための専門性を高めることを目的としている。活動は、基礎研修における研修会の実施が主となるが、それ以外の研修の実施についても検討していく。基礎研修におけるスーパービジョンの実施についても検討していく。

2. 活動計画

①生涯研修部会会議

[目的] ①研修会の企画検討（役割分担）②生涯研修センター及び会全体の研修状況の確認と調整③部会内調整④当日のファシリテーターなどのスタッフ調整⑤次年度事業計画の作成⑥生涯研修事務の報告及び相談

[時期] 毎月第二木曜日

②基礎研修Ⅰ

[目的] 生涯研修制度にそって各種研修を受講し研鑽していくためのスタート地点となる研修。社会福祉士として自覚を促すとともに実践の基礎となる、価値・知識・技術について理解することで、府民に貢献できる社会福祉士を目指す。

[内容] 目標・・・①専門職が職能団体を持つ意義を知る。②日本社会福祉士会、都道府県社会福祉士会の組織と役割を知る。③生涯研修制度について知る。④社会福祉士共通基盤について知る。⑤実践現場における社会福祉士の専門性をふまえた役割を知る。⑥実践をふまえて社会福祉士が倫理綱領や行動規範を持つ意味を知る。形式・・・事前課題（レポート）、集合研修Ⅰ（集合型研修）、中間課題（支部の協力によるレポート及び集合型研修と訪問型研修）、集合研修Ⅱ（集合型研修）新生涯研修制度における基礎研修Ⅰを実施することで、職能団体としての社会福祉士会へ加入することの意義や、コミットメントを学ぶ。

[時期] 2018年7月から2019年1月、集合研修2回

[定員] 140名

③基礎研修Ⅱ

[目的] 生涯研修制度にそって各種研修を受講し研鑽していくためのスタート地点となる研修。社会福祉士として共通に必要な価値・知識・技術について学ぶことで、府民に貢献できる社会福祉士を目指す。

[内容] 目標・・・①社会福祉士の倫理綱領や行動規範をふまえた実践の理解ができる。②社会福祉士共通基盤について理解を深め、実践との関係を知る。③社会福祉援助の展開過程を知り、それをふまえた実践ができる。④実践力を高めるための基礎的な援助技術を身につける。⑤スーパービジョンについて学ぶ。形式・・・集合研修「講習・グループディスカッション」

[時期] 2018年5月から2019年1月 計9回

[定員] 70名

④基礎研修Ⅲ.

[目的] 生涯研修制度にそって各種研修を受講し研鑽していくためのスタート地点となる研修。社会福祉士として共通に必要な価値・知識・技術について学ぶことで、府民に貢献できる社会福祉士を目指す。

[内容] 目標・・・①社会福祉援助の展開過程をふまえた実践の言語化や評価ができる。②事例検討会を運営することができる。③スーパービジョンを体験する。④自らの実践について評価し研鑽につなぐことができる。形式・・・集合研修「講習・グループディスカッション」

[時期] 2018年5月から2019年2月 計10回

[定員] 50名

⑤研修事業

[目的] 生涯研修制度における基礎研修の継続的かつ補完的な役割を担う研修及び生涯研修制度上の共通基盤及び共通・分野別等の発展的研修を実施する。社会福祉士が社会福祉援助の質の向上を継続的に行うことを目的とする。

[内容] 社会福祉援助の共通基盤6領域及び児童・高齢・障がい・更生保護・医療・地域社会・多文化等分野別ソーシャルワーク機能の理論と実践の習得により、社会福祉士としての知識・技術の維持向上並びに援助力の幅を広げる。

[時期] 未定

⑥その他

- ・社会福祉士に向けて生涯研修制度の周知を図る。
- ・研修を通して会員と新入会員の交流及び非会員の入会促進を図る。

2019 年度 生涯研修センター 調査研究部会 事業計画

1. 基本方針

大阪府民の生活と権利を擁護する大阪社会福祉士会の活動の発展・充実を図るべく、生涯研修センター調査研究部会として、主に実践研究の支援に関する事業を中心に活動を展開していく。また、昨年度に実施した事業をさらに充実させることで、会員の専門性の向上、および本会の公益性に寄与することを目的とする。

2. 活動計画

1) 大阪社会福祉士学会

開催日は 11 月を予定。会員等がおこなった実践研究について発表の場を提供することで、生涯研修制度への対応、ならびに大阪社会福祉士会が推進する実践研究について内外に発信する機会とする。

2) 調査研究誌『大阪社会福祉士』第 26 号の発行

秋季に原稿を募集し、年度終了後 3 ヶ月以内に発行する。会員等における研究論文・実践報告集を作成する。なお、調査研究誌の質の担保、ならびに採用の透明性を図るため、第三者による査読を実施する。

3) 実践研究に関する研修

生涯研修制度に位置づけられている基礎研修のうち「実践研究・評価系科目」について、生涯研修部会と連携しながら科目を担う。また、実践研究に意欲のある人に対し、技術的支援や助言をおこなう機会（実践研究ゼミナール）を引き続き開催（年 4 回（5・7・9・1 月）開催予定）し、内容を充実させることで、大阪社会福祉士学会・日本および近畿ブロック研究・研修大会などで発表する人材の育成を目指す。

4) 調査研究部会で実施する調査研究事業の検討

大阪社会福祉士会ならびに大阪における社会福祉士の実践のうち、優れたものについて、調査研究をおこない、実践における根拠（エビデンス）を明らかにすることで、大阪社会福祉士会の実践に関して内外に発信する機会を作ることが必要である。このような調査研究事業の実施について検討していく。

5) 調査研究部会会議

以上、上記の活動について、企画・実施・評価をおこなうための調査研究部会会議を年 6 回程度（偶数月の第 2 木曜日を予定）開催する。

2019年度 生涯研修センター 調査研究部会 子ども家庭福祉プロジェクト 事業計画

1. 基本方針

子ども家庭福祉プロジェクトは、本会において、2016年度から生涯研修センター調査研究部会内に設置されている。

本プロジェクトは、子ども家庭福祉の視点を意識しながら多様な研修内容やネットワークづくりの場を設けることで、スクールソーシャルワーカーをはじめとした子ども家庭福祉分野で活躍するソーシャルワーカーを支える専門知識・技術の向上およびネットワークの拡充を図り、地域を基盤とする子ども家庭福祉を推進していくことを目的とする。

2. 活動計画

1) 子ども家庭福祉に関する研修

①子ども家庭福祉プロジェクト実践連続講座

- ・地域を基盤とした子ども家庭福祉の推進に必要な理念と知識、スキルに関する幅広い内容を含む連続講座を企画・開催する。
- ・期間 2019年6月～2020年2月まで（計6回）

※開催日などについては調整中

②その他

大阪社会福祉士学会または近畿ブロック研究・研修大会などにおいて分科会を企画・開催する。

2) 子ども家庭福祉プロジェクト会議

以上の活動について、企画・実行・活動の評価をおこなうためのプロジェクト会議を定期的で開催する。

2019年度 国家試験受験対策・新会員入会支援委員会 事業計画

1. 基本方針

当委員会は、本会が担っている「専門職として高い倫理観を持つ優れた社会福祉士を育成し、組織化する」という社会的使命を実現することを目的に設置されている。そのため、府民の権利擁護と福祉の増進に貢献できる資質を有する社会福祉士の養成を目指して、社会福祉士国家試験の合格に資することができるように、以下の事業を実施する。

主催講座としては、受講生が一堂に会する「合同ゼミナール」を実施するとともに、合同ゼミナールの受講生を対象に大阪府下で本会会員のチューターによる「地区ゼミナール」を開催し、受講生との双方向での参加型の学習会を実施する。さらに、「直前ゼミナール」および「超直前ゼミナール」を開催し、国家試験合格まできめ細やかで手厚い支援を行う。また、全国統一模擬試験を例年どおり開催する。

一方、府下の大学や専門学校との委託契約により、受験対策講座や国家試験受験ガイダンスへの講師の派遣を行い、学生の合格に向けてのモチベーションを高めるとともに、社会福祉援助技術の実践の場に対する理解を深めて合格後の専門職としての意識付けを行う。

以上の主催講座および受託講座に派遣する講師およびチューターの資質向上のため、本委員会および本講座の趣旨や国家試験の傾向と対策等について研修会を実施する。

主催講座および受託講座の受講生に対する国家試験合格後の支援としては、合格祝賀会を開催し、理事および支部長等が会の活動を広報することにより、新会員の入会促進のための働きかけを積極的に行うとともに、運営協力サポーターやチューターの組織化することによって、会活動へのマンパワーの供給および支部活性化に資するべく取り組みを行う。講師・チューター会の開催等を行う。

2. 活動計画

- 4月 合格祝賀会
- 6月 サポーター会
- 7月 合同ゼミナール、地区ゼミナール（7月～1月）
- 10月 全国統一模擬試験
- 12月 直前ゼミナール
- 1月 超直前ゼミナール
- 3月 講師・チューター会
- 通年 受験対策講座講師派遣（各大学、専門学校等）、近畿ブロック定例会議

2019年度 地域包括支援センターネットワーク委員会 事業計画

1. 基本方針

・地域包括支援センターは、地域包括ケアの要として重要な位置づけとなっている。当委員会では、地域包括支援センターが大阪府下における地域づくりの中心的な役割を果たしていけるよう、地域包括支援センター職員のレベルアップや地域ごとのネットワークづくりに向けて、様々な角度からの支援を行っていく。

・医療、福祉、地域との連携を強化し、問題を地域でつなぎ、支えあえるよう総合的な取り組みを行う。

2. 活動計画

(1) 地域包括支援センター職員研修

地域包括支援センター職員や地域を基盤とするソーシャルワーク実践をおこなうために必要となるネットワーク構築・活用のスキルを習得することを目的とする。

[時期]

2019年10月頃

(2) 地域包括交流研修会

大阪府下の地域包括支援センター3職種、ブランチ職員の研修及び交流を図ることを目的とする。

[時期]

2020年3月頃

(3) 地域包括ネットワーク委員会

毎月第2月曜日 19:00～20:30 事務局で開催

活動内容や事例の検討、協議、情報交換及び政策改革などの勉強会を行う。

年間10回

2019年度 地域包括ネットワーク委員会 災害支援プロジェクト事業計画

1. 基本方針

本会災害支援プロジェクトチームは、大阪府内及び府外での災害発生時の福祉ニーズに円滑に対応するため、日本社会福祉士会を中心に大阪府内の福祉関係団体及び府市町村担当等、関連団体相互の取組みの情報集約や共有、被災地の福祉ニーズへの連携した取組みや調整等を円滑に行うことを目的とする。

2. 活動計画

1) 災害支援活動者の養成研修の開催 近畿ブロック共催 認証研修

- ① 2019年5月25日26日 大阪社会福祉会館501号 定員100名

2) 大阪府と協働して、災害時DWA Tチームの構築および運営に関する事案を推進する。

- ① 大阪府より、基本規程案作成業務など委託事業の受託
- ② DWA Tメンバーへの研修計画の立案
- ③ 大阪府主催 防災訓練・研修への参加
- ④ 大阪府災害福祉広域支援ネットワーク会議への参画

3) 災害活動支援者へのフォローアップ研修の開催

- ① 2019年度中に 2回実施予定

2019年度 独立型社会福祉士ネットワーク委員会 事業計画

1. 基本方針

大阪府下の独立型社会福祉士は各地域においてそれぞれに特色のあるソーシャルワーク活動を行っている。

独立型は「目的」ではなく「一つの手段」である。本委員会では、府下で活動する独立型社会福祉士が地域共生社会に向けたソーシャルワーク実践を行う中で

- ① 自らが活動しやすい事業形態を創造する社会福祉士を支援すること
- ② 権利擁護を中心としたソーシャルワークの実践力向上を図ること
- ③ 本会と独立型社会福祉士あるいは独立型社会福祉士同士のネットワーク構築と共通課題の解決に努めること を基本方針とする。

2. 活動計画

(1) 独立型社会福祉士勉強会

2019年8月24日（土曜日）実施予定とする。独立型社会福祉士の支援の為、倫理・経営等をテーマに勉強会を実施（年1回開催予定）

(2) 独立型社会福祉士実践報告会

2019年10月26日（土曜日）実施予定とする。府下にて活動する独立型社会福祉士の実践報告を通じて、独立型社会福祉士に求められる役割等についての周知に努め、さらなるソーシャルワーク実践力の向上や独立型社会福祉士同士のネットワークづくりの場とすることで、連携・協働を図ることを目的とする。

(3) 独立型社会福祉士ネットワークの拡充

大阪府下で社会資源としての独立型社会福祉士・独立スタイルで活動されている方の把握をする為に、各支部ごとに独立型（独立スタイル）で活動している社会福祉士のマップ（リスト）を作成する。府内の独立型ネットワークの現状を把握する。

また、各研修での参加者が SNS での独立型社会福祉士のネットワーク構築を行い、独立型社会福祉士に関する情報共有と交流をおこなう。

(4) 委員会の開催

上記事業実施のため、委員会を年6回程度開催する。

2019年度 社会福祉士実習指導者養成委員会 事業計画

1. 基本方針

実習指導者養成委員会は、府民の福祉を考え行動できる社会福祉士養成のために、社会福祉士実習を担う社会福祉士を対象に「社会福祉士実習指導者講習会」を開催運営する。また実習指導者のネットワーク作りを目的に、実習現場を支援するための情報収集とフォローアップ研修並び実習モニター施設連絡会などを開催する。これらの活動を通して日本ソーシャルワーク教育学校連盟や近畿ブロック府県社会福祉士会と連携も深めていきたいと考える。

2. 活動計画

(1) 社会福祉士実習指導者講習会の実施

2018年度も定員145名で講習会を実施したが、受講数は128名であった。

2019年度は近畿ブロック内で本年度の開催がなかった奈良、和歌山が開催する年度でもある。一昨年のように申込者が100名を切る可能性もあるが、2019年度も定員を145名として開催したい。

開催時期は11月中旬を予定しているが、近畿ブロック府県社会福祉士会との調整を行い決定する。

(2) 社会福祉士実習フォローアップ研修

社会福祉士実習指導者講習会の既習者を対象に定員30名で、養成校の教員の協力も得て大阪独自のプログラムによる実習指導者フォローアップ研修を実施する。

開催時期は、2019年5月を予定している。

(3) 実習モニター施設連絡会の実施

新実習カリキュラム導入後より、10ヶ所程度の実習施設にご協力を頂き、実習生受け入れにあたっての課題把握や各種情報の共有を行い、上記フォローアップ研修時や社会福祉士養成校協会との会合時にその意見を反映してきた。

本年度は、施設の実習指導者だけでなく養成校の教員も交え、年2回程度の連絡会を実施し、質の高い社会福祉士を育成するための実習を円滑に進めるためのネットワーク作りを目指す。

(4) 委員会の開催

上記事業計画を推進するため、委員会を月1回（年12回）開催する。

(5) 近畿ブロック定例会議への出席

委員長が年4回、会議に出席し、近畿ブロックでの情報交換および情報共有を行う。また、2016年度の近畿ブロック大会から開催しているプレ企画についても近畿ブロック内の担当者と協議、連携する。

2019年度 受託事業計画

大阪社会福祉士会は、大阪府民の福祉と生活を支える公益法人として、定款に定める「社会福祉の援助を必要とする大阪府民の生活と権利を擁護する」ために、大阪府や府域の市町村からの事業を受託している。

2019年度も以下の受託事業に取り組む予定であるが、更に公益社団法人としての社会的な責務を果たすために、新たな事業受託も積極的に検討していく。

1. ホームレス巡回指導事業

本事業は、2002年（H14）8月に施行された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の規定に基づき定められた、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」に即して、5年間を期間として大阪府の策定した「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」に基づき、2004年度（H16）から実施している。2015年度（H27）からは、4月に施行された「生活困窮者自立支援法」の自立相談支援事業として組み込まれた。

2018年度（H30）より、大阪市域外32市9町1村から、大阪府ホームレス総合相談事業共同運営団体（大阪府社会福祉協議会・大阪社会福祉士会）として受託し、引き続き2019年度から2023年度の5年間を期間とする「第4期 大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」に基づき、以下の内容で事業を実施する。

事業内容

○ ホームレスに対する巡回相談

相談員が各野宿地にいるホームレスを巡回し、生活、健康等の相談を通じ、生活実態やニーズの把握、住居の確保等、自立に必要な支援を行う。必要に応じて、野宿地の施設管理者および自立支援機関や福祉事務所とも連携し支援にあたる。また月一回程度看護師、精神保健福祉士の専門職と同行巡回を実施し、弁護士や司法書士による法律相談にも繋げていく。

○ 生活困窮者一時生活支援事業（シェルター）利用者への支援

各市町村からの依頼を受けて実施。失業状態や不安定な就労環境にあり、かつ住居を喪失するなどしたため一時生活支援事業を利用に至った生活困窮者等に対して、生活、健康等の相談を実施し、住居の確保、施設入所等、自立に必要な支援を関係機関と行う。

○ その他ホームレスになるおそれのある人への支援

各市町村からの依頼を受けて実施。失業状態や不安定な就労環境にあり、住居を喪失するおそれのある生活困窮者等に対して、生活、健康等の相談暖を実施し、住居の確保、施設入所等、自立に必要な支援を関係機関と行う。

○ 再路上化の防止

福祉事務所や施設、自立支援機関と連携し、路上生活脱却後の支援の引継ぎを行う。必要に応じて電話相談や訪問相談を行い、各機関と協議のうえ適切な支援に繋げていく。

2. 高齢者虐待にかかる専門相談事業（相談センター事業計画に含む）

2006年度から大阪府及び府下の自治体から「高齢者虐待にかかる専門相談事業」を受託し、大阪弁護士会との連携のもと、大阪府及び市町村の要請に応じて専門相談のスーパーバイザーを派遣している。

この事業では市町村で高齢者虐待の対応を行う職員・福祉関係者を対象に助言することで、虐待を受ける府民への対応や虐待予防等を行っている。専門的な助言を行うことで、虐待に対応する職員や関係者の知識技術を高め、被虐待者の権利を擁護している。2019年度も、既に契約を締結している17自治体に加え、箕面市・太子町と契約していく。

《契約締結自治体》

大阪府 大阪市 茨木市 池田市 交野市 門真市 岸和田市 堺市 摂津市
吹田市 高槻市 豊中市 富田林市 寝屋川市 羽曳野市 阪南市 八尾市

3. 大阪府高齢者虐待対応市町村実務者研修事業（相談センター事業計画に含む）

2010年度から大阪府より「大阪府高齢者虐待対応市町村実務者研修事業」を受託し、市町村や地域包括支援センター虐待対応経験者を対象に大阪府下の市町村職員、社会福祉士等の養護者虐待対応現任者や養介護施設従事者虐待対応現任者の技術アップ研修を実施している。2019年度も引き続き実施する。（2019.2 大阪府と調整中）

コメントの追加 [u1]: 名称が若干変わりました。

4. 障がい者虐待防止にかかる専門相談事業（相談センター事業計画に含む）

2010年度から大阪府及び大阪府下の自治体から「障がい者虐待防止にかかる専門相談事業」を受託し、大阪弁護士会との連携のもと、大阪府及び市町村の要請に応じて専門相談のスーパーバイザーを派遣している。

この事業は障がい者虐待の対応を行う市町村職員、福祉関係者を対象に助言することで、虐待を受ける大阪府民への対応や虐待予防等を行っている。専門的な相談に応じることで対応する職員等の質を確保し、被虐待者の権利を擁護している。

2019年度も9自治体と契約していく。

《契約締結自治体》

大阪府、大阪市、門真市 岸和田市 堺市 高槻市 豊中市 寝屋川市 東大阪市

2019 年度 受託事業計画

2 高齢者虐待にかかる専門相談事業(相談センター事業計画に含む)

2006 年度から大阪府及び府下の自治体から「高齢者虐待にかかる専門相談事業」を受託し、大阪弁護士会との連携のもとに、大阪府及び市町村の要請に応じて専門相談のスーパーバイザーを派遣している。

この事業では市町村で高齢者虐待の対応を行う職員・福祉関係者を対象に助言することで、虐待を受ける府民への対応や虐待予防等を行っている。専門的な助言を行うことで、虐待に対応する職員や関係者の知識技術を高め、被虐待者の権利を擁護している。

2019 年度も、既に契約を締結している 17 自治体に加え、箕面市・太子町と契約していく。

《契約締結自治体》

大阪府 大阪市 茨木市 池田市 交野市 門真市 岸和田市 堺市 摂津市 吹田市
高槻市 豊中市 富田林市 寝屋川市 羽曳野市 阪南市 八尾市

3 大阪府高齢者虐待対応市町村実務者研修事業(相談センター事業計画に含む)

2010 年度から大阪府より「大阪府高齢者虐待対応市町村実務者研修事業」を受託し、市町村や地域包括支援センター虐待対応経験者を対象に大阪府下の市町村職員、社会福祉士等の養護者虐待対応現任者や養介護施設従事者虐待対応現任者の技術アップ研修を実施している。2019 年度も引き続き実施する。(2019.2 大阪府と調整中)

コメントの追加 [u1]: 名称が若干変わりました。

4 障がい者虐待防止にかかる専門相談事業(相談センター事業計画に含む)

2010 年度から大阪府及び大阪府下の自治体から「障がい者虐待防止にかかる専門相談事業」を受託し、大阪弁護士会との連携のもと、大阪府及び市町村の要請に応じて専門相談の

スーパーバイザーを派遣している。

この事業は障がい者虐待の対応を行う市町村職員、福祉関係者を対象に助言することで、虐待を受ける大阪府民への対応や虐待予防等を行っている。専門的な相談に応じることで対応する職員等の質を確保し、被虐待者の権利を擁護している。

2019年度も9自治体と契約していく。

《契約締結自治体》

大阪府、大阪市、門真市 岸和田市 堺市 高槻市 豊中市 寝屋川市 東大阪市

2019 年度 受託事業計画（案）

大阪社会福祉士会は、大阪府民の福祉と生活を支える公益法人として、定款に定める「社会福祉の援助を必要とする大阪府民の生活と権利を擁護する」ために、大阪府や府域の市町村からの事業を受託している。

2019 年度も以下の受託事業に取り組む予定であるが、更に公益社団法人としての社会的な責務を果たすために、新たな事業受託も積極的に検討していく。

1 ホームレス巡回相談指導事業

本事業は大阪市域外を大阪府ホームレス総合相談事業共同運営団体（大阪府社会福祉協議会・大阪社会福祉士会）が受託している。

2015 年度から生活困窮者自立支援法の自立相談支援事業として位置付けられているが、2019 年度も引き続き、当会が以下の内容で事業を実施する予定である。

○ホームレスに対する巡回相談

相談員がブロック内の野宿地を巡回し、ホームレスに対し生活、健康、悩み等の相談を実施する。またその生活実態やニーズの把握、及び住居の確保等による自立に必要な支援を行う。必要に応じて、弁護士、司法書士、看護師、精神保健福祉士等の専門家と連携する。野宿生活期間の短い野宿者は早期に安定した生活へ移行するが、期間の長い野宿者は野宿生活を継続する意思を示す傾向がある。

○ホームレスになるおそれのある者に対する巡回相談

一時生活支援事業を利用する住居を喪失した生活困窮者等に対して、生活、健康、悩み等の相談を実施し、住居の確保等による自立に必要な支援を行う。ひきこもりや精神疾患にかかっておられる生活困窮者への支援を行った事例がある。

○その他業務

支援終了後、生活保護を開始されている方については福祉事務所へ支援の引継ぎを行い、それ以外の方については自立相談支援機関へ支援の引継ぎを行う予定である。

2 高齢者虐待にかかる専門相談事業(相談センター事業計画に含む)

2006 年度から大阪府及び府下の自治体から「高齢者虐待にかかる専門相談事業」を受託し、大阪弁護士会との連携のもとに、大阪府及び市町村の要請に応じて専門相談のスーパーバイザーを派遣している。

この事業では市町村で高齢者虐待の対応を行う職員・福祉関係者を対象に助言することで、虐待を受ける府民への対応や虐待予防等を行っている。専門的な助言を行うことで、虐待に対応する職員や関係者の知識技術を高め、被虐待者の権利を擁護している。

2019 年度も、既に契約を締結している 17 自治体に加え、箕面市・太子町と契約していく。

《契約締結自治体》

大阪府 大阪市 茨木市 池田市 交野市 門真市 岸和田市 堺市 摂津市 吹田市
高槻市 豊中市 富田林市 寝屋川市 羽曳野市 阪南市 八尾市

3 大阪府高齢者虐待対応市町村実務者研修事業(相談センター事業計画に含む)

2010 年度から大阪府より「大阪府高齢者虐待対応市町村実務者研修事業」を受諾し、市町村や地域包括支援センター虐待対応経験者を対象に大阪府下の市町村職員、社会福祉士等の養護者虐待対応現任者や養介護施設従事者虐待対応現任者の技術アップ研修を実施している。2019 年度も引き続き実施する。(2019.2 大阪府と調整中)

4 障がい者虐待防止にかかる専門相談事業(相談センター事業計画に含む)

2010 年度から大阪府及び大阪府下の自治体から「障がい者虐待防止にかかる専門相談事業」を受諾し、大阪弁護士会との連携のもと、大阪府及び市町村の要請に応じて専門相談のスーパーバイザーを派遣している。

この事業は障がい者虐待の対応を行う市町村職員、福祉関係者を対象に助言することで、虐待を受ける大阪府民への対応や虐待予防等を行っている。専門的な相談に応じることで対応する職員等の質を確保し、被虐待者の権利を擁護している。

2019 年度も 9 自治体と契約していく。

《契約締結自治体》

大阪府、大阪市、門真市 岸和田市 堺市 高槻市 豊中市 寝屋川市 東大阪市